

令和7年9月25日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 「指定管理者制度の運用に関する指針」の改正（案）について……………	1
2 令和9年度以降の水源環境保全・再生施策における税制措置について……………	7

1 「指定管理者制度の運用に関する指針」の改正（案）について

(1) 改正の趣旨

指定管理者制度は、公の施設における県民サービスの向上や管理経費の節減等を目的として導入しており、県は民間事業者のノウハウを活用することで、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応してきた。

しかし、賃金水準の上昇や一者応募の増加など、近年は、制度を取り巻く環境が大きく変化していることから、指定管理業務への参入を希望する民間事業者が応募しやすい条件を整備し、適切な競争性を確保するため、「指定管理者制度の運用に関する指針」を改正する。

(2) 改正の内容

ア 賃金上昇に対応した指定管理料の見直し（賃金スライド制度の導入）

近年、人件費の変動が大きく、各施設の管理運営に影響を及ぼしていることから、雇用労働条件の改善や事業者の健全経営及び適正なサービス水準を確保するため、賃金スライド制度を導入する。

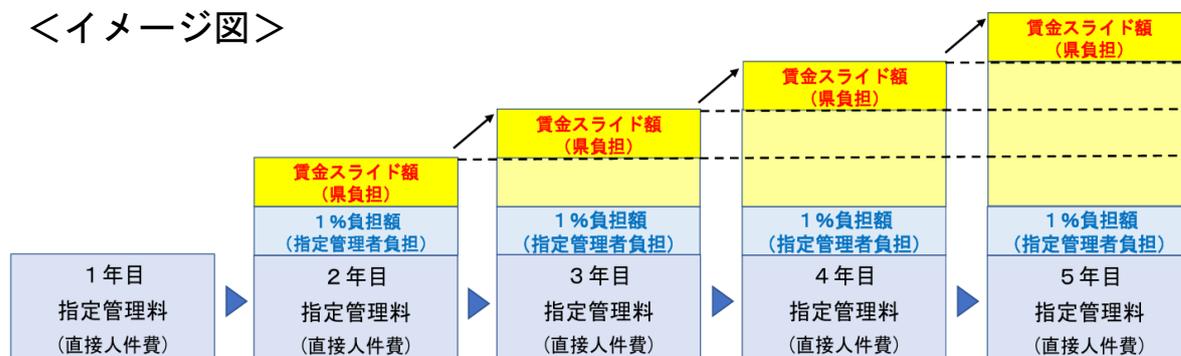
(ア) 対象施設

原則として、全ての指定管理施設を対象とするが、個別の事業契約等により調整を実施している施設は対象外とする。

(イ) 賃金スライド額の算出方法

指定期間2年目以降の指定管理者の人件費について、賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの見直し額を算出し、指定管理者の自己負担額（初年度の人件費に100分の1を乗じた額）を差し引いた金額を賃金スライド額（県負担額）とする。

<イメージ図>



イ 施設の魅力向上に向けた選定基準の見直し（加点項目の導入）

民間のノウハウに基づく事務事業へのアイデアは、県民サービスの向上と併せて、各施設が置かれている管理運営上の課題解決にも有効

な手段であることから、各施設の魅力向上に向けた事業者からの提案内容をより重点的に評価できるようにするため、選定基準の中項目に加点項目を導入する。

(7) 対象施設

原則として、全ての指定管理施設を対象とするが、社会福祉施設等に関しては、加点項目の導入を任意とする。

(イ) 加点項目の内容

加点項目は、選定基準の大項目「I サービスの向上」を対象とした施設の魅力向上につながる中項目として設定し、配点は 15 点以内とする。

また、加点項目の設定にあたっては、各施設の特性に応じ、次の 2 種類から選択（併用可）する。

種類	内容
課題提案型	施設所管局が設定した特定課題の解決に向けた新たな事業提案を評価
自由提案型	事業者が自由に設定する課題の解決に向けた新たな事業提案を評価

ウ 管理経費の節減努力に関する評価方法の見直し（絶対評価方式への改正）

非公募の施設や一者応募の施設の場合でも、節減額（納付金施設の場合は加算額）を適切に評価点に反映することで、経費節減に向けた努力を促すため、従来の提案額に基づく相対評価の方式から、県の積算価格からの節減率（納付金施設の場合は加算率）に基づく絶対評価の方式へ改正する。

(7) 県が指定管理者に対して指定管理料を支払う施設の評価方法

$$\begin{aligned} & \text{「II 管理経費の節減等」の配点} \times \frac{\text{指定管理料の積算価格（最高額）} - \text{指定管理料の提案額}}{\text{指定管理料の積算価格（最高額）} \times \text{節減上限率（※）}} \end{aligned}$$

(イ) 指定管理者が県に対して納付金を納める施設の評価方法

$$\begin{aligned} & \text{「II 管理経費の節減等」の配点} \times \frac{\text{納付金の提案額} - \text{納付金の積算価格（最低額）}}{\text{納付金の積算価格（最低額）} \times \text{加算上限率（※）}} \end{aligned}$$

(※) ダンピング防止等の観点から、節減上限率及び加算上限率には、一般業務委託に適用される最低制限価格率を適用する。

(3) **今後の予定**

令和7年10月 「指定管理者制度の運用に関する指針」改正

※改正指針は令和9年度に指定期間を開始する施設から適用する。

改正案	現行
<p>I～III (略)</p> <p>IV 指定管理者候補の募集</p> <p>1 募集条件等の検討</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 管理に要する経費</p> <p>ア 指定管理料又は納付金の積算額</p> <p>指定管理業務に相当する業務を、県が外部に発注する場合を想定した管理運営費用（想定支出額）と利用料金をはじめとした収入の想定額（想定収入額）を算出する。</p> <p>想定支出額が想定収入額を上回る場合は、県が指定管理者に指定管理料を支払い、想定収入額が想定支出額を上回る場合は、指定管理者が県に納付金を納める。</p> <p>募集要項には、積算した指定管理料の最高額又は納付金の最低額を記載し、記載した指定管理料を上回る提案、納付金を下回る提案は選定対象外（以下「選外」という。）とする。</p> <p><u>なお、公募・非公募施設ともに、単純に前年度実績額を積算額とすることは適切ではなく、施設の適切な管理運営が確保されるように昨今の物価・賃金水準の変動も踏まえ、指定管理料又は納付金を積算する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(5) 賃金スライド制度</p> <p><u>雇用労働条件の改善や事業者の健全経営及び業務の適正な履行確保の観点から、賃金スライド制度（雇用形態別の賃金水準をはかる指標の変動に応じて人件費をスライドできる仕組み）の適用対象となる施設は、募集要項及び協定書に当該制度の詳細を明記する。</u></p> <p><u>なお、当該制度の具体的な運用は、別に定める「指定管理者制度における賃金スライド制度の運用マニュアル」を参考とする。</u></p> <p>(6) 選定基準</p> <p>ア 大項目</p> <p>指定管理者制度導入の目的である「Iサービスの向上」55点、「II管理経費の節減等」20点のほか、サービスを継続的・安定的に提供するための「III団体の業務遂行能力」25点を加えた3つの視点に基づき、<u>合計点</u>で評価を行う。</p> <p>ただし、社会福祉施設等においては、経費の節減を求め難い明確な理由があるため、「II管理経費の節減等」の項目の配点を5点から20点の範囲内とし、減じた15点以内の点数を「Iサービスの向上」に配点することも可能とする。</p> <p>なお、同一の指定管理者が、非公募により管理運営を継続する場合は、サービスの向上に向けた提案となっているか等の視点から、厳正に審査・評価する。</p> <p>■ 大項目の設定内容</p> <p>(略)</p> <p>イ 中項目、小項目</p> <p>中項目の(1)から(11)は各施設共通とする。</p> <p>小項目ごとの評価の視点、指定管理業務を行うにあたって求める水準及び各項目の配点は、各施設の特性に応じ、選定にあたって重視する視点を反映して作成する。</p> <p>■ 中項目の設定内容</p> <p>(略)</p> <p>ウ 加点項目</p> <p><u>加点項目は、各施設の特性に応じ、大項目「Iサービスの向上」を対象とした施設の魅力向上につながる中項目(12)として設定する。この際、「課題提案型」と「自由提案型」の2種類から選択（併用可）する。</u></p> <p><u>最低基準点を満たし、加点項目で施設の魅力向上につながる新たな提案があった場合は、15点以内で加点できる。</u></p>	<p>I～III (略)</p> <p>IV 指定管理者候補の募集</p> <p>1 募集条件等の検討</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 管理に要する経費</p> <p>ア 指定管理料又は納付金の積算額</p> <p>指定管理業務に相当する業務を、県が外部に発注する場合を想定した管理運営費用（想定支出額）と利用料金をはじめとした収入の想定額（想定収入額）を算出する。</p> <p>想定支出額が想定収入額を上回る場合は、県が指定管理者に指定管理料を支払い、想定収入額が想定支出額を上回る場合は、指定管理者が県に納付金を納める。</p> <p>募集要項には、積算した指定管理料の最高額又は納付金の最低額を記載し、記載した指定管理料を上回る提案、納付金を下回る提案は選定対象外（以下「選外」という。）とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 選定基準</p> <p>ア 大項目</p> <p>指定管理者制度導入の目的である「Iサービスの向上」55点、「II管理経費の節減等」20点のほか、サービスを継続的・安定的に提供するための「III団体の業務遂行能力」25点を加えた3つの視点に基づき、<u>100点満点</u>で評価を行う。</p> <p>ただし、社会福祉施設等においては、経費の節減を求め難い明確な理由があるため、「II管理経費の節減等」の項目の配点を5点から20点の範囲内とし、減じた15点以内の点数を「Iサービスの向上」に配点することも可能とする。</p> <p>なお、同一の指定管理者が、非公募により管理運営を継続する場合は、サービスの向上に向けた提案となっているか等の視点から、厳正に審査・評価する。</p> <p>■ 大項目の設定内容</p> <p>(略)</p> <p>イ 中項目、小項目</p> <p>中項目_____は各施設共通とする。</p> <p>小項目ごとの評価の視点、指定管理業務を行うにあたって求める水準及び各項目の配点は、各施設の特性に応じ、選定にあたって重視する視点を反映して作成する。</p> <p>■ 中項目の設定内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

なお、社会福祉施設等に関しては、大項目「Ⅱ管理経費の節減等」から「Ⅰサービスの向上」へ15点以内で配点を移行できる仕組みを設けているため、この仕組みを適用する場合、加点項目の設定は任意とする。

■ 加点項目の設定内容

中項目（施設の特性に応じて作成）	種類	配点
(12)大項目「Ⅰサービスの向上」を対象とした施設の魅力向上につながる中項目	課題提案型※1	15点
	自由提案型※2	以内

※1 課題提案型：施設所管局が設定した特定課題の解決に向けた新たな事業提案を評価

※2 自由提案型：事業者が自由に設定する課題の解決に向けた新たな事業提案を評価

2～3 (略)

V 指定管理者候補の選定

1～2 (略)

3 外部評価委員会における評価

(1)～(4) (略)

(5) 申請者が1団体の場合

申請者が1団体のみの場合（非公募の場合を含む。）でも、提案内容が県の求める水準を満たしているか確認するため、外部評価委員会による評価を行う。

なお、評価の客観性・妥当性を確保する観点から、例えば類似施設との比較を行うなど、各施設の特性に応じ、県は5段階評価に関する具体的な判断の目安を外部評価委員会に提示する。

(6) 大項目「Ⅱ管理経費の節減等」の評価

ア 評価の視点及び配点

中項目	評価の視点	基本的な配点
節減努力等	県の積算価格 _____を基準に計算式により評価	20点

イ 「適切な積算」について

指定管理者は利用承認等の公的役割を果たすことになるため、提案額の積算が適切_____であることを求める。

管理経費が正確かつ適切に積算され、施設の管理運営を継続的かつ安定的に実現できる提案額であると認められる場合のみ「節減努力等」の項目を評価し、選外とされた場合は提案全体を選外とする。

なお、提案額の積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の項目を0点とする。

(略)

ウ 「節減努力等」の評価

節減努力等の評価は、次の計算式により客観的に採点する。計算式は選定の公平性・透明性を確保するため、募集要項に記載する。

(ア) 県が指定管理者に指定管理料を支払う施設

県の積算価格（指定管理料の最高額）からの節減率（下げ幅）

_____により評価する。積算価格を上回る提案は選外とする。

なお、ダンピング防止等の観点から節減上限率を適用し、積算価格から一定以上節減した提案額は一律満点となる。

$$\left[\begin{array}{l} \text{「Ⅱ管理経費の節減等」の配点} \\ \times \frac{\text{指定管理料の積算価格（最高額）} - \text{指定管理料の提案額}}{\text{指定管理料の積算価格（最高額）} \times \text{節減上限率}} \end{array} \right]$$

注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。
注2 「節減上限率」は、一般業務委託に適用される最低制限価格率とする。
注3 評価点は小数点以下切捨てとする。

2～3 (略)

V 指定管理者候補の選定

1～2 (略)

3 外部評価委員会における評価

(1)～(4) (略)

(5) 申請者が1団体の場合

申請者が1団体のみの場合（非公募の場合を含む。）でも、提案内容が県の求める水準を満たしているか確認するため、外部評価委員会による評価を行う。

(追加)

(6) 大項目「Ⅱ管理経費の節減等」の評価

ア 評価の視点及び配点

中項目	評価の視点	基本的な配点
節減努力等	最低提案額（納付金施設の場合は最高提案額）を基準に計算式により評価	20点

イ 「適切な積算」について

指定管理者は利用承認等の公的役割を果たすことになるため、_____積算が適切な提案であることを求める。
積算が適切な提案がされた

_____場合のみ「節減努力等」の項目を評価し、選外とされた場合は提案全体を選外とする。

なお、提案額の積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の項目を0点とする。

(略)

ウ 「節減努力等」の評価

節減努力等の評価は、次の計算式により客観的に採点する。計算式は選定の公平性・透明性を確保するため、募集要項に記載する。

(ア) 県が指定管理者に指定管理料を支払う施設

最低の提案額を満点とし、それ以外は「最低の提案額と、積算価格から20%節減した額とのうち高い金額」をそれぞれの提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）で除して点数化することにより評価する。積算価格を上回る提案は選外とする。

なお、_____積算価格から20%以上節減した提案額は一律満点となる。

$$\left[\begin{array}{l} \text{「Ⅱ管理経費の節減等」の配点} \\ \times \frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額（積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額）}} \end{array} \right]$$

注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。
(追加)
注2 評価点は小数点以下切捨てとする。

2 令和9年度以降の水源環境保全・再生施策における税制措置について

県では、県民の良質な水の安定的確保のため、かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「大綱」という。）を定め、平成19年度から20年間の計画期間とした水源環境保全・再生の取組を進めている。

この大綱に基づいて策定する実行5か年計画における特別対策事業について、安定的な財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を実施している。

大綱及び現行の実行5か年計画（令和4年度～8年度）の期間が令和8年度末に終了するが、令和9年度以降も、これまでの施策により回復した水源環境の維持等が必要なことから、県では、新たな20年間の計画期間とした「かながわ水源環境保全・再生基本計画」及びそれに基づいた「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（令和9年度～13年度）」（以下「次期5か年計画」という。）を策定することとしている。

(1) 現行の実行5か年計画における税制措置等の概要

ア 税率及び税収規模

・ 税率

区 分	標準税率 ①	上乗せ率 ②	超過税率 ①+②
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割	4%（指定都市に住所を有する者は2%）	0.025%	4.025%（指定都市に住所を有する者は2.025%）

・ 税収規模

年約42億円（単年度）

イ 期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

ウ 基金

個人県民税の超過課税の税収を特別会計（神奈川県水源環境保全・再生事業会計）内に設置した基金（神奈川県水源環境保全・再生基金）で管理し、使途の明確化を図っている。

(2) 次期5か年計画における税制措置等の概要

ア 事業規模

次期5か年計画については、環境農政局を中心に検討を進めており、今般素案を取りまとめた。この素案による水源環境保全・再生のための対策の事業費は、単年度平均53.4億円とされている。

イ 財源構成の考え方

事業費53.4億円に現行と同規模の一般財源約13億円を充当し、その不足額について、個人県民税の超過課税により措置する。

ウ 税率及び税収規模

・ 税率

納税義務者数が増加していること等を踏まえ、所得割の税率を0.025%から0.018%に引き下げ、次のとおりとする。

区分	標準税率 ①	上乗せ率 ②	超過税率 ①+②
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割	4% (指定都市に住所を有する者は2%)	0.018%	4.018% (指定都市に住所を有する者は2.018%)

・ 税収規模

年約40億円 (単年度)

エ 期間

令和9年度から令和13年度まで (5年間)

オ 基金

令和8年度までと同様、個人県民税の超過課税の税収を特別会計内に設置した基金で管理し、使途の明確化を図ることとする。

(3) 今後の予定

令和7年11月 神奈川県県税条例の一部改正を提案

令和9年4月 新たな計画に基づく水源環境保全・再生施策及び個人県民税の超過課税を開始

1 かながわ水源環境保全・再生基本計画素案に対する意見募集結果
（省略）

2 第I期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

(1) 趣旨

令和9年度以降の水源環境保全・再生施策については、5年ごとに事業を見直しながら効果的な施策展開を図ることから、県と市町村でワーキンググループ会議を11回開催して議論を重ね、令和9年度から令和13年度までの具体的な事業の基礎となる「第I期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下、「実行5か年計画」という。）の素案を取りまとめたので報告する。

(2) 実行5か年計画素案の概要

別紙のとおり

3 今後のスケジュール（予定）
（省略）

第Ⅰ期

かながわ水源環境保全・再生

実行5か年計画（素案）（2027-2031）

本県は、早くからダム建設等の水源開発に努め、水不足の心配は少なくなっています。

しかし、将来にわたり良質な水を安定的に確保するためには、豊かな水を育む森林や清らかな水源を保全・再生する取組を、長期的・継続的に行う必要があります。

そこで、2005（平成 17）年度に「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、2007（平成 19）年度から個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を導入して、水のかん養や浄化などの機能を果たす森林の整備や水質向上のための生活排水対策などの水源施策を行ってきました。

これまでの取組により、森林の荒廃など手入れ不足の森林は減少し、アオコの異常発生は抑制されるなど、水源環境は大きく改善されてきました。一方、森林関係事業や水関係事業の課題や、施策開始当初想定していなかった環境や社会の変化などもあることから、これまでの取組により回復した水源環境を維持し、水源環境の公益的機能を発揮させるため、2027（令和 9）年度以降の水源環境保全・再生の取組への意見書が水源環境保全・再生かながわ県民会議より提出されました。また、この間、市町村、県議会、関係団体、県民の皆様からも多くの御意見等をいただきました。

こうしていただいた、県民の皆様や市町村などからの御意見や施策大綱に基づくこれまでの事業成果などを基に検討を重ね、施策大綱期間終了後の水源施策として、新たな「かながわ水源環境保全・再生基本計画」と、「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を取りまとめました。

基本計画

水源環境をめぐる現状とこれまでの施策大綱における取組の成果や課題を踏まえた上で、2027（令和 9）年度以降の20年間にわたる水源環境保全・再生の取組の基本方針と施策の大要を示したもの

第Ⅰ期実行5か年計画

基本計画に基づき、2027（令和 9）年度から2031（令和 13）年度までの5年間にわたる個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を財源に取り組む13事業を示したもの

計画の基本事項

1 計画の目的

「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」を目的として、回復した水源環境の維持及び公益的機能を発揮させるため、水源環境の保全・再生を推進します。

2 理念

水源環境は県民共有の財産であり、県民全体で守っていかねばならないという理念のもと、水源環境の公益的機能を維持・発揮するための取組を推進します。

3 計画期間

この5か年計画の計画期間は、「基本計画」の20年間の全体計画期間のうち、最初の5年間（2027～2031（令和9～13）年度）とします。

4 施策推進に当たっての基本的な考え方

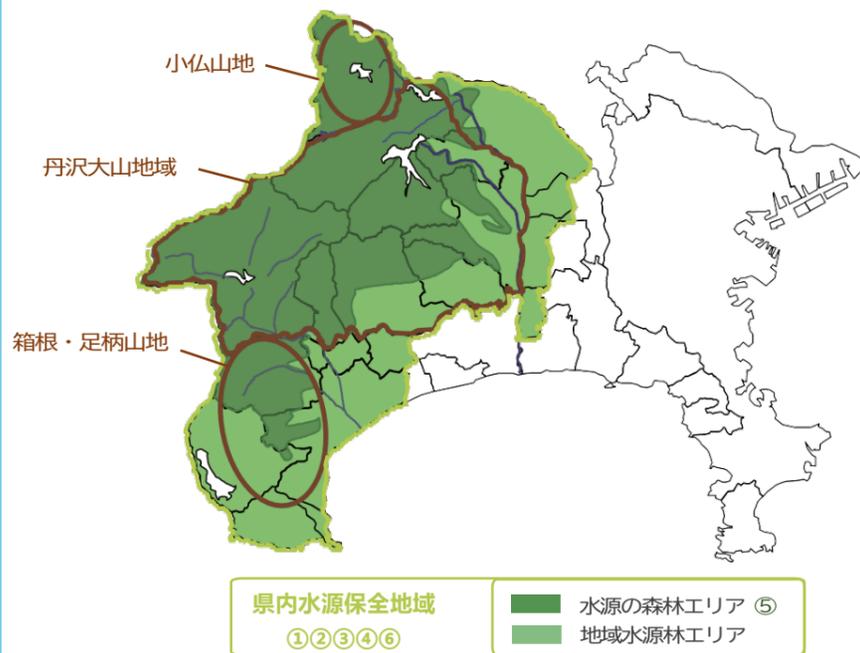
- ・ 森林や河川を社会的資本ととらえ、多面的機能を確実に発揮させることを目的として、長期的な展望を持って施策を展開します。
- ・ 森林や河川が有する公益的機能を発揮できるようにすることで、頻発化する気象災害への対応や生物多様性の保全など、新たな課題にも寄与することができる施策を推進します。

5 対象事業と対象地域

- ・ この5か年計画の対象事業は、施策推進に当たっての基本的な考え方のもと、「水源環境の公益的機能を維持・発揮するために必要な取組」と、「水源環境保全・再生を支える取組」とします。
- ・ 事業の対象地域は、主として、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体（水源保全地域）とし、普及啓発事業などについては、県民全体で水を守る観点から、県全域で展開します。

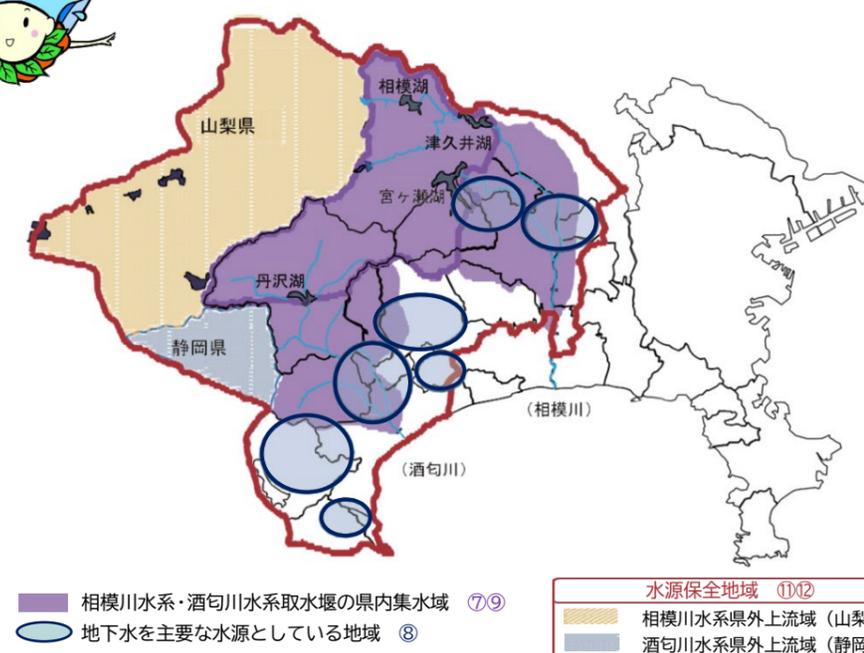


水源環境保全・再生
イメージキャラクター
しずくちゃん



第 I 期計画の主な取組み

- ▶ 森林関係事業では、気候変動に伴う自然災害の頻発化・激甚化や集落周辺の里山等新たな荒廃への懸念、生物多様性の保全など、施策開始当初に予測できなかった課題へも対応するため、土壌保全対策や里山林整備、多様な林齢構成となる人工林整備（植替え）などに取り組みます。また、整備後に返還した水源林等についても公益的機能の維持・発揮ができるよう状態把握を行い、状況に応じ必要な森林管理等を行います。
- ▶ 水関係事業では、これまでの取組を継続するとともに、PFAS による地下水汚染への懸念など、新たな課題にも対応した取組を実施します。
- ▶ 水源環境は県民共有の財産であり、県民全体で守っていかねばならないという理念のもと、新たに水源地域と都市部住民との交流事業にも取り組みます。



① 土壌保全対策の推進 18.4 億円

土壌保全対策等これまでの取組の充実強化と併せ、気候変動に伴う自然災害の未然防止や被災箇所の早期復旧など、自然災害の頻発化・激甚化に対応した森林管理の推進を図ります。

- ① 水源林の基盤の整備
- ② 高標高域人工林の土壌保全対策
- ③ 登山道及びその周辺等の土壌保全対策

② 丹沢大山の保全・再生対策 21.2 億円

水源の保全上重要な丹沢大山を中心に、シカ管理による林床植生の衰退防止やブナ林等森林生態系のモニタリングに取り組むことで、森林土壌の保全や生物多様性の保全、水源かん養などの公益的機能の高い森林を目指します。

- ① 中高標高域におけるシカ管理の推進
- ② 奥山域における森林生態系モニタリング
- ③ 県民連携・協働事業

③ 手入れを要する水源林整備(県) 66.5 億円

契約期間が残る協定林や県営林等、県が管理している森林の状況に応じた適切な管理・整備を進めることで、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させ、「豊かで活力ある森林」を持続させます。

- ① 水源の森林づくり事業における水源協定林等の整備
- ② かながわ森林塾の実施
- ③ 県が管理する森林の整備

④ 手入れを要する水源林整備(市町村) 39.2 億円

手入れが必要な地域水源林において、市町村が主体的に取り組む森林整備を推進することで、集落周辺の里山林等における地域特有の課題等に対処し、水源かん養をはじめとする公益的機能の発揮を図ります。

- ① 市町村が実施する私有林の確保・整備及び市町村有林の整備
- ② 集落周辺の里山林整備など地域特有の課題等に応じた森林整備

⑤ 整備後に返還した水源林等の機能維持 12.3 億円

水源返還林を含む環境林について、航空レーザ測量※などのデータを活用しながら状態把握を行うとともに、状況に応じ必要な森林管理・整備を行うことで、目標林型への誘導や森林が持つ公益的機能の維持・発揮を図ります。

- ① 環境林の状態把握
- ② 環境林における巡視・土壌保全対策

※航空レーザ測量の対象地域は県内水源保全地域

⑥ 多様な林齢構成となる人工林整備 58.0 億円

公益的機能を損なわないよう配慮しながら、計画的に植替えを行い、林齢構成の多様化を図るとともに、様々な段階の森林整備技術を承継し、人材を育成することで、長期的視点での公益的機能の持続的な発揮を目指します。

- ① 間伐等森林の整備（契約期間が残る長期施業受委託森林の森林整備等）
- ② 水源環境に配慮した植替えの実施
- ③ 木材搬出への支援

⑦ 河川・水路の環境整備 14.8 億円

相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域に位置する河川等において、生態系による自然浄化や水循環の機能を高めることで、水源水質の維持・向上を目指します。

- 河川・水路における自然浄化機能の向上等

⑧ 地下水の保全対策 7.3 億円

地下水を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組を促進し、持続可能な地下水利用や地下水汚染のない水道水源地域の実現を目指します。

- ① 地下水かん養対策
- ② 地下水汚染対策
- ③ 地下水モニタリング(地下水中の PFAS 調査を含む)

⑨ 生活排水処理施設の整備 11.4 億円

相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域において、県民の水がめであるダム集水域を中心に、生活排水由来の汚濁負荷軽減対策を推進し、水道水源となるダム湖・河川の汚濁負荷削減を図ります。

- ① 合併処理浄化槽の整備促進
- ② 高度処理型合併処理浄化槽の維持管理支援

⑩ 都市部住民との交流・市民事業等の推進 8.1 億円

水源地域と都市部住民との交流事業の実施や市民団体等への支援、県民参加の機会の創出に取り組むことで、県民全体でかながわの水源環境を支えていく機運を醸成します。(対象地域:県全域ほか)

- ① 都市部住民との交流事業の実施
- ② 市民事業の推進
- ③ 県民参加の森林づくり活動等への支援

⑪ 県外上流域との協働 1.0 億円

本県の主要な水源河川である相模川と酒匂川の上流域は、それぞれ山梨県と静岡県にあることから、県境を越えた上流域対策に取り組むことで、流域全体の環境保全を図ります。

- ① 相模川水系上流域対策の推進
- ② 酒匂川水系上流域の現状把握

⑫ 水源環境モニタリングの実施 7.5 億円

「順応的管理」の考え方にに基づき、事業実施と並行して、水源環境全般にわたるモニタリング調査を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図ります。

- ① 森林のモニタリング調査
- ② 河川のモニタリング調査

⑬ 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み 1.4 億円

水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映させ、県民が主体的に事業に参加し、県民の意志を基盤とした施策の展開を図ります。(対象地域:県全域)

- 「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等

令和9年度以降の水源施策の事業費内訳

(単位：百万円)

事業番号	事業区分	第I期計画 (R9~R13)	5か年平均 単年度額
1	土壌保全対策の推進	1,839	368
2	丹沢大山の保全・再生	2,117	423
3	手入れを要する水源林整備（県）	6,649	1,330
4	手入れを要する水源林整備（市町村等）	3,921	784
5	整備後に返還した水源林等の機能維持	1,232	246
6	多様な林齢構成となる人工林整備	5,804	1,161
7	河川・水路における自然浄化対策の推進	1,484	297
8	地下水保全対策の推進	733	147
9	生活排水処理施設の整備	1,135	227
10	都市部住民との交流・市民事業等の推進	810	162
11	県外上流域との協働	100	20
12	水環境モニタリング	750	150
13	県民参加による水源環境保全・再生のためのしくみ	135	27
		26,709	5,342

賃金上昇率を反映済